

平成13年9月17日

株式会社マイカル債権者説明会（式次第）

- 1 ご挨拶・お詫び
- 2 再生手続申立に至る経緯説明
- 3 民事再生手続についてのご説明
- 4 今後のお取引の説明
- 5 質疑応答

平成13年9月17日

各 位

株式会社マイカル
代表取締役社長
山下 幸三

お詫びとお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥の段お慶び申し上げます。

弊社に対し、平素は格別のご厚情とご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、突然のことで誠に恐縮でございますが、弊社は、平成13年9月14日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立を行い、同日保全命令の発令を受けました。

各位には、多大のご心配とご迷惑をお掛け致しますことを心よりお詫び申し上げます。

弊社は、昭和38年11月8日に株式会社ニチイとして設立され、平成8年7月1日に社名を株式会社マイカルに変更、総合物品販売事業を中心に事業を展開してまいりました。

今般、民事再生手続開始の申立てをいたしました要因としましては、バブル期において関係会社を通じて行ったリゾート開発投資、複合都市開発計画、海外事業進出等の過剰投資に起因して過大な有利子負債を抱える不健全な財務体質に陥り、かかる不健全な財務体質が資金繰りを圧迫していること、売上至上主義の旧弊により採算に乗らない営業取引からの脱皮が図れないとともに売上に比して過大な販売管理費の負担により収益力が低下しているなか、長引く景気低迷により既存店の売上、利益も落ち込み、苦しい経営を強いられたことが挙げられます。

このような状況を脱却するべく、平成13年1月、コア事業である物販事業への経営資源の集中と有利子負債の削減等を骨子とした中期3カ年経営計画「チャレンジングマイカル改革プラン」を策定し、実施に努めてまいりましたが、利益重視体質への転換や人員削減などのリストラは思うように進展せず、また、有利子負債の削減の見通しも明確に立たないことから、経営が常に資金繰りに圧迫される事態に陥りました。そして、本年9月に至り資金繰りの目処が立たなくなり、信用不安が発生したことから、このままの経営を続ければ最悪の事態を招きかねないと判断し、苦渋の選択ではありますが法的手段をとるに至りました。

今後の見通し等につきましては、改めてご説明申し上げる所存でございますが、取り急ぎご報告、お詫び申し上げる次第でございます。

今後は、裁判所及び監督委員の監督の下、金融機関各位及びお取引先各位のご支援とご協力を賜り、全社一致団結して事業を継続し、弊社の再建に向かい全力を尽くす覚悟でございます。当社の事業の継続及び再建には、各位のご理解が是非とも必要でございます。

多大なご迷惑をお掛けしている中、誠に恐縮ではございますが、今後とも弊社に対し何卒御指導御支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

本日は申立て直後のため必ずしも十分な準備ができない中、取り急ぎ債権者説明会を開催させて頂きました。ご参加誠に有難うございます。

敬具

貸借対照表

(平成13年 2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	619,068	流動負債	597,366
現金預金	27,951	支払手形	16,822
受取手形	490	買掛金	111,405
売掛金	18,328	短期借入金	272,206
有価証券	11,578	長期借入金	46,400
商品	54,748	(1年以内返済予定)	
前払費用	6,359	社債	23,500
繰延税金資産	5,351	(1年以内償還期限到来)	
短期貸付金	439,704	コマーシャルペーパー	21,000
未収入金	46,798	未払金	63,923
その他の流動資産	7,883	未払法人税等	218
貸倒引当金	△ 125	未払費用	8,925
固定資産	860,487	前受金	5,575
有形固定資産	176,499	預り金	2,205
建物	54,874	貸与引当金	2,033
構築物	3,431	特別退職引当金	11,908
機械装置	43	設備関係支払手形	10,038
リース資産	4,341	預り保証金	1,204
車両運搬具	17	(1年以内返済予定)	
器具備品	13,155	固定負債	653,579
土地	98,680	社債	319,000
建設仮勘定	1,955	転換社債	5,355
無形固定資産	60,272	長期借入金	230,897
借地権	8,527	預り保証金	66,058
借家権	41,487	退職給与引当金	11,622
施設利用権	2,134	投資損失引当金	682
その他の無形固定資産	8,123	店舗閉鎖引当金	18,000
投資等	623,714	長期未払金	1,963
投資有価証券	42,624	負債合計	1,250,945
子会社株式等	210,480	資本の部	
長期貸付金	53,545	資本金	74,024
差入保証金	272,985	法定準備金	137,858
店舗賃借仮勘定	742	資本準備金	127,086
長期前払費用	39	利益準備金	10,772
繰延税金資産	38,852	剰余金	17,327
その他の投資	29,559	配当準備積立金	4,600
貸倒引当金	△25,115	固定資産圧縮積立金	3,868
繰延資産	600	別途積立金	64,859
社債発行費	500	当期末処理損失	56,000
社債発行差金	1100	(うち当期損失)	(62,012)
資本合計	1,480,156	資本合計	229,210
		負債・資本合計	1,480,156

平成13年9月17日

お取引先様各位

株式会社マイカル

お支払い方法について

平素は格別のご厚情とご指導を賜り厚くお礼申し上げます。弊社は、平成13年9月14日東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同日保全命令の発令を受けました。

お取引先様には、大変なご迷惑をお掛けすることになり深くお詫び申し上げます。

以下、お取引先様の売掛債権の弁済と今後のお取引に係るお支払い方法についてご説明申し上げます。今後とも引き続き倍旧のご厚情を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

1 平成13年9月13日以前の原因に基づく売掛債権について

平成13年9月13日以前に納入された仕入れに係る売掛金（以下、旧債務といいます。）につきましては、裁判所の「弁済禁止の保全命令」により今直ちにお支払いすることはできません。これらの旧債務は、再生計画で弁済計画が定められ、再生計画認可決定確定後に再生計画に従って弁済されます。

但し、貴社の弊社に対する債権の全ての合計（消費税を含みます。）が金500万円以下の少額債権（以下、少額債権といいます。）につきましては、上記保全命令の例外とされておりますので、弊社において準備が整い次第お支払いすることができます。

以上のお取り扱いを図表で示すと下の表のとおりであります。

平成13年9月13日以前 に納入した仕入れに係る売掛 債権	(原則) 再生計画に基づくご返済
	(例外) 総合計500万円（消費税を含む）の少 額債権については準備が整い次第ご返済

2 今後のお取引に基づく売掛債権について

今後のお取引に基づく売掛債権（発注は済んでいるが納入が未だであり今後納入される仕入に係る売掛債権も含みます。）については、以下の記載に従って、今後確実にお支払い致します。

締め日	支払日
10日	同月20日
20日	同月末日
末日	翌月10日

※1. 銀行営業日との関係で、お支払いが翌日となる場合がございます。

※2. 一部テナント売上預り金の返還は、システム上の制約により、従来通り月2回となります。

3 請求書及びリポートのお取り扱いについて

おそれ入りますが、旧債務に係る請求書を、9月28日までに従前お送りいただいていた部署宛へお送り下さいますようお願い申し上げます。

その際、リポートにつきましては、請求金額合計からリポート分を控除して最終請求金額をご記入頂きたくお願い申し上げます（かかる処理によらない場合には、別途リポートを弊社にお支払い頂く必要が生じてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。）。

4 振込手数料の扱いについて

振込手数料につきましては、従来同様のお取り扱いとさせていただきたく、ご諒承下さいますようお願い申し上げます。

以上

民事再生について ―お取引先の皆様へ―

1 民事再生とは

民事再生とは、債務超過の恐れや、資金繰りに破綻を来したことなどの理由で経営に行き詰まったものの、再建の見込みのある企業について、裁判所が選任する監督委員の監督のもとで、従前の経営者が中心となり債権者等の協力を得て事業の再建を図る手続です。

民事再生は、同じく会社再建のための手続である会社更生に比べて、手続の進行が早く、早期に会社の再建を図ることができることに特徴があります。民事再生では、会社が自ら主体的に手続を進めることにより、再建をしていくことになります。

2 民事再生の手続の流れ

(1) 民事再生手続の流れは、別表「民事再生手続の流れ」図のとおりです。

ここでは、以下に概略のみを説明します。なお、以下の説明の中ででてくる日数は、東京地方裁判所で一般的に行われているスケジュールに基づいたものです。

(2) まず、会社は、裁判所に対して民事再生の申立てを行います(当社の場合、この申立てを平成13年9月14日に行いました)。裁判所は民事再生の申立てを受理すると、会社の債務(金融機関からの借入金や仕入先に対する買掛金)の弁済(支払うこと)を禁止することなどを内容とする「保全命令」を出します。保全命令の内容については、別途詳しくご説明します。

裁判所から、保全命令が出された後も、会社の業務は継続することができます。会社の代表者は、会社経営の目的で、会社の財産を管理したり処分したりする権限を失うことはありません。この点は、会社更生が、裁判所が保全管理人または管財人を選任することにより、会社の財産の管理処分の権限を全て保全管理人または管財人に集中させ、従前の経営者を経営から排除するのと異なります。

もちろん、民事再生は、法的な手続ですので、法律の専門家である弁護士が代理人として、手続全般にわたって会社を補佐することとなります。

(3) 保全処分がなされるのと同時に、裁判所は監督委員の選任を行います。当社の民事再生手続では、弁護士の瀬戸英雄先生が監督委員に選任されました。監督委員は、裁判所から選任されていますが、「管財人」とは異なり、会社の財産の管理や処分、経営については直接的には行いません。監督委員は、会社が進める民事再生の手続が、法律や裁判所の命令

に従って行われているかのチェックを行ったり、会社の財務内容の調査を行ったりするのが監督委員の主な職務です。監督委員は、会社の財務内容の調査のために、公認会計士を補助者として調査を行います。

- (4) 再生手続を申し立てた後約15日目に、裁判所は、会社について再生手続開始決定を行います。再生手続開始決定とは、正式に民事再生手続を始めることの決定であり、この決定がなされてから、再生のための様々な手続が始まります。

具体的には以下のような手続があります。

①債権調査手続

再生手続開始決定後に、裁判所から債権者宛てに通知が送られ、その中に再生債権の届出の用紙が入っています。そして、再生債権者は、この用紙を用いて再生債権の届出を行います。債権届出の期限は、民事再生の申立て後、約6週間目です。

届け出られた再生債権に対しては、債務者である会社がその内容をチェックして認否を行います。また、別の債権者から他の債権者の届出債権に対して異議が出される場合もあります。

このような債権調査手続を経て、各債権者がどのような債権を有しているのかを確定していくことになります。

②財産評定手続

再生手続開始決定がなされた後、開始決定の日における会社財産の内容を調査して財産目録や貸借対照表にまとめます。これを財産評定といいます。

この財産評定は、実際に会社の財産がどのような状況にあるかを明らかにするとともに、その評価基準は、処分価格に基づいて行うことを原則としますので、仮に会社を直ちに清算した場合に、会社の債権者はどの程度の回収を見込むことができるかの判断基準となります。

財産評定は、民事再生の申立て後、約2か月後までに行います。

③裁判所への報告

再生手続開始決定がなされた後、裁判所が指定する日(民事再生申立て後、約2か月)までに、会社の財産や業務の状況の報告することになります。

(5) 再生計画案の作成

(3)で述べた債権調査や財産評定の結果、会社の今後の事業計画に基づいて、債務の弁済計画を中心として会社再建の計画を盛り込んだ「再生計画案」の作成を行い、裁判所へ提出します。多くの場合、債務の免除と免除後に残る債権の分割弁済がその内容になります。再生計画案の提出期限は、民事再生申立て後、約3か月です。

再生計画案の内容については、監督委員から意見書が出されます。

再生計画案が提出された後、裁判所は、債権者集会の日時を決定し、債権者集会の開催の通知とともに、再生計画案及び監督委員の意見書が債権者宛に発送されます。

(6) 債権者集会の開催と再生計画案の決議

債権者集会では、会社が提出した再生計画案についての決議を行います。債権者は、その再生債権の金額に応じた議決権を持つことになります。

再生計画案が可決されるためには、債権者集会に出席して議決権を持っている再生債権者の過半数で、かつ、議決権額の総額の2分の1以上の同意が必要です。

債権者集会で再生計画案が可決されると、裁判所が、そのほかの法律上の要件を充たしていることを確認したうえで、再生計画の認可決定を行います。この認可決定がなされた後は、会社は、再生計画案にしたがって債務の弁済を行うことになります。

再生計画が認可された後3年間は、監督委員が会社の監督を行います。

3 お取引先の皆様へ

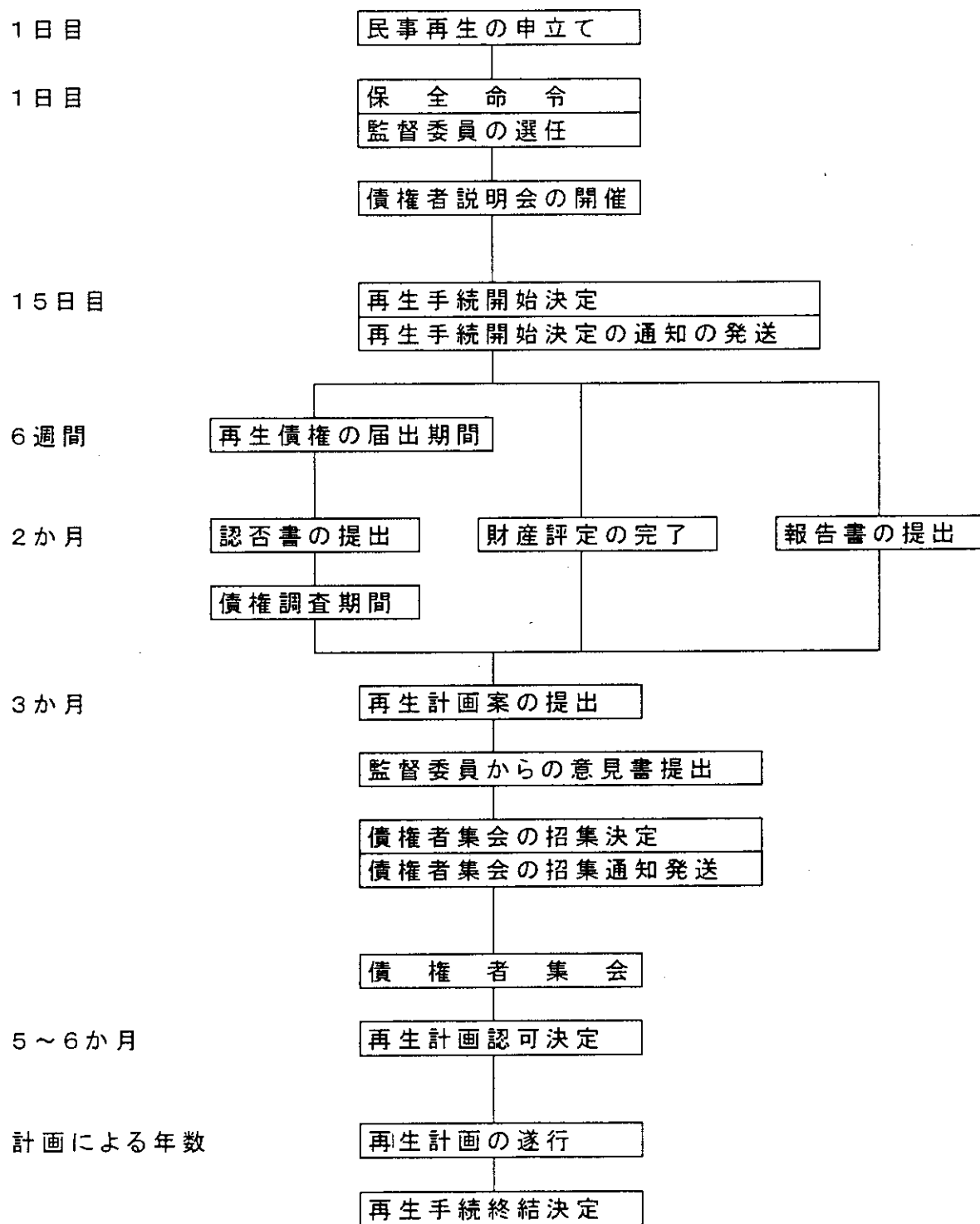
(1) 弊社はこれまでどおり事業を続けて参ります。申立ての前日(平成13年9月13日)以前の売掛代金等の弊社の債務については、裁判所の「保全命令」によって、今直ちにお支払いすることはできません。お取引先の皆様には大変なご迷惑をお掛けすることになり、お詫び申し上げます。これらの債務(以下、旧債務といいます。)は、再生計画において弁済方法が決められ、再生計画認可決定後に計画に従って弁済されます。

(2) 今回の「保全命令」では、金500万円以下(消費税を含む)の旧債務の弁済は禁止の対象から除外されています。従って、旧債務の総合計が金500万円以下(消費税を含む)の債権者の皆様には、その金額を弁済いたします。具体的なお支払方法につきましては、弊社において支払いの準備ができ次第ご連絡を致します。

(3) 平成13年9月14日以降に弊社に納入していただいた商品の売掛金(以下、新債務といいます。)は、新たにお取引先の皆様とお約束する支払方法に従って、今後確実に支払われます。旧債務について多大なご迷惑をお掛けしながら今後の取引をお願いするのは恐縮ですが、弊社の事業継続のためにはお取引先の皆様との取引の継続は絶対に欠かせません。何卒、事情をご理解いただき、今後とも取引を継続頂きますようお願い申し上げます。新債務の具体的な支払方法等につきましては、別紙「お支払い方法について」をご参照ください。

以 上

民事再生手続の流れ（図解）



※日数は、東京地方裁判所における標準的なスケジュールに基づくものです。

平成13年(再)第204号 再生手続開始申立事件

決 定

大阪市中央区淡路町2丁目2番9号

再生債務者 株式会社マイカル

代表者代表取締役 山下 幸三

主 文

再生債務者は、下記の行為をしてはならない。
再生債務者は、平成13年9月14日以降毎月末日締切りにより、再生債務者の業務及び財産の管理状況についての報告書をその翌月10日までに当裁判所及び監督委員に提出しなければならない。

記

平成13年9月13日までの原因に基づいて生じた債務(次のものを除く)の弁済及び担保の提供

租税その他国税徴収法の例により徴収される債務

再生債務者とその従業員との雇用関係により生じた債務

再生債務者の事務所・事業所・店舗の賃料、水道光熱費、通信に係る債務

再生債務者の事務所・事業所・店舗の備品等のリース料

再生債務者と運送人との運送営業契約により生じた債務及び再生債務者と倉庫営業者との倉庫営業契約により生じた債務

再生債務者が発行した前払式証票(商品券・ギフトカード・ポイントカード)の発行又は使用によって再生債務者が負担する債務

平成13年9月13日において債務総額が500万円以下(消費税を含む。)の商取引に基づく債務

平成13年9月14日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 園 尾 隆 司

裁判官 深 沢 茂 之

裁判官 丸 田 顕

正本

これは 謄本 である。

抄本

平成13年9月14日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 井 上 修



平成13年(再)第204号 再生手続開始申立事件

決 定

大阪府中央区淡路町2丁目2番9号
再生債務者 株式会社マイカル
代表者代表取締役 山下 幸三

主 文

1. 株式会社マイカルについて監督委員による監督を命ずる。
2. 監督委員として、次の者を選任する。
東京都港区赤坂4丁目2番19号 赤坂シヤスタ・イースト5階
光和総合法律事務所
弁護士 瀬戸 英雄
3. 監督委員は、再生債務者が、民事再生法120条1項に規定する行為によ
って生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の裁判所の許可に代わる承
認をすることができる。
4. 再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければな
らない。ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りではない。
 - (1) 再生債務者が所有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その
他一切の処分(商品の処分その他常務に属する財産の処分を除く)
 - (2) 再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分
(再生債務者による取立てを除く)
 - (3) 財産の譲受け(商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く)
 - (4) 貸付け
 - (5) 金銭の借入れ(手形割引を含む。)及び保証
 - (6) 債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
 - (7) 別除権の目的の受戻し
 - (8) 取戻権の承認

平成13年9月14日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 園 尾 隆 司

裁判官 深 沢 茂 之

裁判官 丸 田 顕

正本

これは 謄本 である。

抄本

平成13年9月14日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 井 上 修



平成13年9月17日

お取引先各位 殿

当社再生手続開始申立に伴う緊急融資制度等について

当社の再生手続開始申立により、お取引先各位に多大なご迷惑をおかけ致したことを深くお詫び申し上げます。

ところで、当社に対する保全命令が裁判所から発せられ、当社は期日未到来の手形を含めて支払いを全て停止されておりますので、今後皆様の資金繰り等に影響を与えるものと存じます。

そこで、この影響を最小限とするための各種の制度がありますので、ご紹介をさせていただきます。なお、詳細については、各担当窓口までお問い合わせの上、ご確認下さい。

1 中小企業倒産防止共済制度

上記共済制度に加入している場合、共済の定める要件の下、所定の条件での借入が出来ます。

詳細は、中小企業総合事業団共済相談室、全国各地の商工会連合会及び市町村の商工会、商工会議所または中小企業団体中央会にお問い合わせ下さい。

2 中小企業倒産対策貸付制度

取引先の倒産により、資金繰りに困窮している中小企業に対し、その経営の安定化を図るため、政府系中小企業金融機関において運転資金を融資する制度です。その概要は下記のとおりですが、詳細は各取扱機関にご確認下さい。

- ① 対 象 一般に下記のいずれかの要件を満たす方を対象とします。
 - (1) 当社に対する取引の依存度が20%以上であること
 - (2) 当社に50万円以上の売掛金債権（営業債権）等を有していること
- ② 貸付内容 各機関にお問い合わせ下さい。
- ③ 取扱い
 - I 中小企業金融公庫
 - II 国民金融公庫
 - III 商工組合中央金庫

3 各都道府県における制度融資

多くの都道府県では、連鎖倒産防止のための制度融資を用意しています。都道府県の公的融資制度に際しては下記の信用保証協会の保証を条件とするのが一般的ですが、詳細については都道府県または市町村の窓口でご相談・ご確認願います。

4 経営安定関連特例保証制度（セーフティネット保証制度）

中小企業が民間金融機関から融を受けやすくするため、信用保証協会が保証する制度がありますが、再生手続開始申立に関連して、経営安定関連特例保証制度（セーフティネット保証制度）が設けられております。

この制度を連鎖倒産防止のために活用するためには、弊社が経済産業大臣の倒産企業としての指定を受ける必要があります。また、この制度を利用される方は、各市町村の認定を受ける必要があります。認定を受けた方は、既存の保証枠とは別枠で、信用保証協会の保証を得て民間金融機関の融資を受けることが出来ます。なお、詳細については、各信用保証協会にご相談・ご確認願います。

- ① 条 件 弊社が経済産業省に対して中小企業信用保険法第 2 条第 3 項（民事再生附則第 17 条）の指定申請を行い指定企業となること（当社は直ちに申請手続きを致します）。
各債権者が各市町村長の認定を受けること。

- ② 保証内容 各保証協会ないし取引金融機関にお問い合わせ下さい。

5 資金繰り対応について

取引金融機関での当社の手形を割り引いている場合、または担保手形として差し入れている場合、取引金融機関から手形の買戻し又は差し替えを要請されます。また個別に取り立てに出ている場合も期日に不渡りとなり資金化出来ません。

何れも資金不足となりますが、一般的には以下の方策が考えられますので、ご参考になれば幸いです。

- ① 上記の各種の倒産防止関連資金の利用
- ② 手形の買戻し資金の長期貸付金への振り替え要請
- ③ その他単名の借入がある場合、返済条件の緩和要請
- ④ 担保預金その他の預金の利用折衝

以上